

～保健指導票による 妊婦・産婦・乳児健康診査のご案内～

板橋区では、住民税非課税世帯および生活保護世帯の妊婦、産婦、乳児の方を対象に、都内の指定医療機関で健康診査（保健指導）を公費で受診できる「保健指導票」を交付しています。保健指導票で受診される場合には、指定医療機関になります（3ページ参照）。

保健指導票は、保険外診療で行う健康診査（保健指導）が対象です。診察、検査をはじめ、健康診査の結果、必要な療養の指導を行い、疾病の予防および健康増進に必要な保健上の注意・助言を行うものであり、治療および単なる健康診査とは異なります。

1 対象の健康診査

	住民税非課税世帯	生活保護受給世帯
妊婦	1回目～出産までの保険外診療で行う妊婦健康診査 ※妊婦子宮頸がん検診・妊婦超音波検査を含む	15回目～出産までの保険外診療で行う妊婦健康診査 ※1～14回目の妊婦健康診査・妊婦超音波検査・妊婦子宮頸がん検診は、妊婦健康診査受診票をご使用ください。自己負担が発生する場合は、担当の福祉事務所にご相談ください。
	診察（初診・再診）・血圧測定・尿検査・血液検査など ※妊娠確認のための診察・検査費用は対象となりません。 ※妊婦健康診査受診票と保健指導票を併用して使うことはできません。	
産婦	産後1か月健康診査（診察・血圧測定・尿検査・事後指導）	
乳児	1か月児健康診査(診察・身体測定)	
	新生児聴覚検査（初回検査） ※新生児聴覚検査は、出産前の妊娠36週以降に交付を受けてください。 ※有効期間：出産(予定)日から起算して50日(出産(予定)日を0日とする)	新生児聴覚検査（初回検査） ※「新生児聴覚検査受診票」を使用して検査を受けてください。自己負担が発生する場合は、担当の福祉事務所にご相談ください。
	新生児聴覚検査でリファー(要再検査)になった場合は、母子健康手帳の検査の記録（18ページ）でリファーの確認をし、保健指導票を交付する。確認が取れない場合は、医療機関に確認してから保健指導票を交付する。	

2 申請時に必要な持ち物

住民税非課税世帯	生活保護世帯
①母子健康手帳 ②印鑑（スタンプ式は不可） ③妊婦健康診査受診票(1回目～14回目)・妊婦子宮頸がん検診受診票・妊婦超音波検査受診票・新生児聴覚検査受診票 ④世帯全員の住民税非課税状況を証明するもの 住民税非課税証明書（ただし、証明書を省略できる場合がありますので、下記の「住民税非課税状況の確認について」を参照ください）	①母子健康手帳 ②印鑑（スタンプ式は不可） ③世帯全員の生活保護受給状況を証明する書類 （例）生活保護受給証明書 ※証明書を省略できる場合がありますので、下記の「生活保護受給世帯の方へ」をご参照ください
<p>個人番号（マイナンバー）確認書類（住民税非課税世帯、生活保護世帯とも必要です）</p> <p>◎申請者が妊産婦または乳児保護者の場合 妊産婦または乳児保護者のマイナンバーがわかる書類(A)と本人確認資料(B)</p> <p>A：個人番号カード（マイナンバーカード）などマイナンバーがわかるもの B：顔写真付きの身分証明書（個人番号カード、運転免許証、旅券など） ※顔写真付きがない場合は、資格確認書、社員証、キャッシュカードなどで2点確認をいたします。</p> <p>※個人番号（マイナンバー）がわからない場合や申請者が妊産婦または乳児保護者以外の場合は、【申請窓口・問合先】(3ページ)までご相談ください。</p>	

【住民税非課税状況の確認について】

下記基準日に板橋区に住民登録のある住民税非課税世帯の方は、申請書の同意欄に記名・押印または本人署名いただければ、公簿により確認しますので、世帯全員の住民税非課税証明書の提出は省略できます。

基準日以降に転入された住民税非課税世帯の方は、該当する年度の住民税非課税証明書が必要（基準日前日の12月31日現在、16歳未満の方は不要）です。

詳しくは、お問い合わせください。

受診月	基準日	住民税非課税証明書
2026年4月～2026年6月	2025年1月1日	令和7(2025)年度
2026年7月～2027年6月	2026年1月1日	令和8(2026)年度

【生活保護受給世帯の方へ】

板橋区に居住している方で、申請書の同意欄に記名・押印または本人署名いただければ公簿により確認しますので、生活保護受給証明書の提出は省略できます。

ただし、確認できない場合は、担当のケースワーカーに確認させていただくことがあります。

【中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給されている方がいる世帯(支援給付受給者)の方へ】

板橋区に居住している方で、申請書の同意欄に記名・押印または本人署名いただければ公簿により確認しますので証明書の提出は省略できます。ただし、確認できない場合は、福祉部生活支援課に確認させていただくことがあります。

【指定医療機関】

① 板橋区医師会病院（入院助産あり）② 豊島病院（入院助産あり）③ 都立大塚病院（入院助産あり）④ 板橋中央総合病院（入院助産あり）⑤ 板橋セントラルクリニック（乳児のみ）

※上記の医療機関以外での受診を希望される場合は、あらかじめお住まいの地域を担当する健康福祉センターへお問い合わせください。

※生活保護の方が指定医療機関に受診する際は、必ず「生活保護受給者証明書」をお持ちください。

【その他注意事項】

保健指導票で受診をされている期間中、世帯状況に変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。

板橋区外へ転出する場合は、転出前に保健指導票を区に返却してください。差分の妊婦健康診査受診票等を交付致します。

保健指導票の有効期限の始期は発行日となります。

保健指導票を利用して、受診をされる場合は、**受診前**に保健指導票の発行を受けてください。

【申請窓口・問合せ先】

お住まいの地域を担当する健康福祉センター（下表参照）

センター名	担当地域
板橋健康福祉センター 大山東町 32-15 ☎3579-2333	板橋・稲荷台・大谷口・大谷口上町・大谷口北町・大山町・大山金井町・大山西町・大山東町・加賀・熊野町・小茂根(1丁目1番)・幸町 栄町・中板橋・仲宿・仲町・中丸町・氷川町・双葉町・富士見町 本町・南町・向原・大和町・弥生町
上板橋健康福祉センター 桜川 3-18-6 ☎3937-1041	上板橋・小茂根（1丁目2番～5丁目）・桜川・東新町・常盤台東山町・南常盤台
赤塚健康福祉センター 赤塚 1-10-13 ☎3979-0511	赤塚・赤塚新町・大門・徳丸・中台・成増・西台・三園（1丁目） 四葉・若木
志村健康福祉センター 蓮根 2-5-5 ☎3969-3836	相生町・小豆沢・泉町・大原町・坂下・清水町・志村・蓮沼町・蓮根東坂下・舟渡・前野町・宮本町

高島平健康福祉センター 高島平 3-13-28 ☎3938-8621	新河岸・高島平・三園（2丁目）
--	-----------------

【制度の問合せ先】 板橋区役所健康推進課母子保健係 ☎3579-2313